



オムニバスセッション 知の形成史

【ハイブリッド開催】

第19回 2026 7/1 [水] 16:40～

会場… E-C-203 / Zoom(オンライン併用)

どんな分野でもそうですが、「人文社会系」、もっと大きく「文系」としてくられる学問の中にも、多様な方法と目標・関心を持つさまざまな研究領域が広がっています。しかし、それぞれの研究領域は、初めから現在の形で個別に独立して存在していたものではありませんでした。そこには少なからず、人々の知的好奇心に導かれながらも、時代の移ろいや、それともなう社会の要求にも応答して分化してきた経緯があります。

本シリーズではいま一度、それぞれの領域の「出来(いでき)はじめ」を紐解きつつ、現在の学問が時代や社会に何を要求されているのか、そして何ができるのかを考えます。人社系の知の意味と意義を問いなおすことを通じて、協働研究の「コモンズ」醸成を目指します。

田淵 浩二 九州大学法学研究院 教授
実務法学部門

再審法改正と 刑事法学者の役割 —「御用学者」批判を考える

2024年に袴田巖さんが戦後5人目の死刑再審無罪となり、法務省はようやく再審の負担を軽減するための法改正のために重い腰を上げました。しかし法務大臣の諮問に対する法制審の答申には、再審法改正を求める国民の要望は反映されず、法務省案は自民党の事前審査を通過させるために法案の修正を何度も求められる事態に陥りました。法制審再審部会の刑事法研究者全員が答申案に賛成したことから、「御用学者」批判が公然と出される事態にもなりました。私は研究者としてスタートしたときから再審研究に関わっていますが、法制審答申が学会の議論を反映していないことは確かです。そこでなぜ再審部会の刑事法研究者は全員制審答申を支持したのかを、実定法分野における「知の形成」という視点から考えたいと思います。

[聞き手] **金子 周平** 九州大学人間環境学研究院 准教授

[司 会] **蛭沼 芽衣** 九州大学人文科学研究院 助教

